

小値賀町議会第二回定例会は、平成十五年六月二十五日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一  
二 一  
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加

藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅  
治

輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	収入役	総務課長	住民課長	農林課長	水産商工課長	建設課長	税務課長	診療所事務長	空港管理事務所長	教育次長	農業委員会事務局長	保育所長
山田	岩坪	大黒	谷良	中川	神川	西村	中村	吉元	平野	筒井	福田	松永
憲	勝	泰	一	功	清	三	章	信	之	敏	等	誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 書 記

松 三

永 浦

清 清

美 敏

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第二回定例会

平成十五年六月二十五日（水曜日）

午前十時

開 会

- 第一 会議録署名議員指名（加山雅徳議員 ・ 土川重佳議員）
- 第二 会期決定
- 第三 所信表明
- 第四 一般質問

## 午前十時開会

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第二回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

### 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、一番・加山雅徳議員、二番・土川重佳議員を指名します。

### 日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から六月二十七日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から六月二十七日までの三日間に決定しました。

### 日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（山田憲道） 本日ここに、平成十五年小値賀町議会第二回定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご健勝にて、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

行政の報告に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

さきに行われました統一地方選挙におきまして十二名の議員の皆様とともに私も当選の栄に浴しました。

私は、徹底した行財政改革を行ない、合併せずに町民みんなで協力しながら頑張って行こうと主張してまいりました。今後も、その方向で取り組んで行きたいと考えております。

ご承知のように、地方公共団体をとりまく環境は本格的な高齢化社会の到来をはじめ、情報化、国際化、生活の関心の高まり、さらには国における地方分権や規制緩和など、大きな変動の時期を迎えております。

特に、国から地方への補助金の削減、税財源の移譲、地方交付税の見直しなど、厳しい問題が出ており、本町においても、これらの諸問題に対応すべき行政改革、財政改革に全力を注ぎ、行政基盤を確立させなければなりません。当面する問題のみならず将来の展望に立って、まちづくりに取り組む所存でございます。

「美しい海のまち、生き生きとした産業のまち、ふれあいとやすらぎのまち」を目指して、町民こぞって努力しなければならぬと思います。衆知を集め、そしてなお、議会の意向を十分配聴しながら当面する一つ一つの問題解決に対処して参りたいと考えております。

今後とも、議会の皆様のご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、開会にあたりまして、町政の主要案件、並びに三月定例会以降における町政の動きについてご報告申し上げますとともに、当面する諸問題について所信を述べたいと存じます。

本定例会には、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算をはじめといたしまして、合わせて十件の議案と二件の報告をご提案申し上げます。

平成十五年度当初予算に当たりましては、統一地方選挙の年であることをふまえ、義務的経費の所要額全額を計上いたしますとともに、継続事業にかかる公共事業費を組み込んだ骨格予算となっております。これ以外の政策的経費につきましては、概ね今回の補正で肉付けの計上でございます。

ところで、平成十五年度小値賀町一般会計補正予算では、九千六百万円を追加補正いたしまして、予算総額を三十六億九千八百万円といたしております。

全般的に申しまして、新規事業の採択、事業費の増額補正、奨励的・育成的補助金の計上などが主なものでございます。それでは先ず、「ふるさと創生事業」でございますが、人材育成事業として平成十三年度より「エコミュージアム型地域

づくり」、第三期人材育成事業を実施してまいりました。

エコミュージアムとは、地域の自然環境・社会環境や地域住民の生活の発達過程を私的に探求し、地域の営みから生まれた歴史財産を保存・育成・展示することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とするものであります。

本年度も指導員の養成、まちづくりフォーラム開催、構想策定等を計画しております。

次に、空港について申し上げます。

平成十四年度の利用客数は、五千三百五十二人で前年度から千二十三人、一六・一％の大幅な減少となっており、減少の大きな要因は悪天候による飛行機の欠航が主なものとなっております。

また、十四年度実施いたしました日本旅行赤い風船九州事業部のツアーに『おぢかの旅』として組み込まれましたが、利用客は十七名で、企画としては成り立ちませんでした。

七月からは飛行機の増客対策として、往復利用者に長崎便・福岡便での補助をするように計画しておりますが、利用客の増加を期待しております。

次に、住民課について申し上げます。

まず、福祉関係についてですが、今年四月より実施されました身体障害者、知的障害者及び障害児童に対する支援費制度は、ほぼ順調に推移しており、また、第二期を迎えた介護保険制度も円滑に進んでおります。

今後とも、当町の福祉行政の向上に努めてまいりたいと考えております。

保健関係についてですが、先に行われた、生活習慣病健康診査の事前採血では、昨年を上回る六百一名が受診されました。七月には集団基本健診や、胃集団検診を予定しております。また、九月からは、診療所において個別基本健診も予定されており、母子を含めて住民の健康管理事業を推進いたします。

環境関係についてですが、十四年二月にストックヤードが完成し、ペットボトルの分別も順調に推移いたしております。

今後は、商店の段ボールの分別、ごみ焼却場の焼却物の減量化に取り組み、「快適で住みよい街づくり」を推進してまいります。

戸籍関係についてですが、平成十四年八月五日に一次稼働いたしました住基ネットも、今年八月二十五日に二次稼働が実施され、いよいよ住基ネットが本格的に動くようになります。

次に、農林課関係について申し上げます。

先般、六月十九日に、本町西方海上を通過いたしました台風六号によりまして、ハウス施設栽培、露地栽培において、収穫間近にした葉たばこ、メロン、スイカ、落花生、水稻、飼料作物等に被害をうけました。今後の経営に及ぼす影響を心配いたしております。

町内の唯一の森林資源である松林については、松くい虫、松毛虫による被害が年々減少しているものの、依然として終息の状態にはありませんので、本年度も薬剤による防除を実施いたします。

一回目の空中散布及び地上散布は、五月二十九日に、また、学校周辺の地上散布は、六月七日に無事終了いたしました。二回目の空中散布及び地上散布は、六月二十七日以降の予定であります。

防除事業の実施に当たりましては、本年度からは薬剤飛散防止剤の使用をするなど、安全性の確保に細心の注意をはらって実施をいたしております。

六月四日に開設された子牛せり市につきましては、平均価格で、メスが三十一万八千三百三十円、去勢四十二万五十七円、総平均三十七万六千六百六円でありました。

前回、三月子牛せり市より、一万七千九百七十六円、四・六%の安値となりましたが、BSEの影響は完全に払拭され、安定した価格を維持しておりますが、出場頭数は七十二頭と少ない現状であります。

増頭運動については、本年度が「GOGO増頭運動」の最終年度になりますので、増頭による経営安定のための支援に努めて参りたいと考えております。六月牛市においては、十四頭増頭いたしました。

平成元年度から実施しております畑総事業につきましては、本年度が最終年度となります。今まで整備しました各土地改良施設につきましては、本年度中に長崎県から各施設の維持管理委託や財産譲与が行われ、町や土地改良区による維持管理がスタートすることになります。最終年度にあたり各工事種目につきましては、残工事がないように土地改良区役員会等で十分な協議を行い、完了整備を実施いたします。

担い手公社につきましては、一期生が本年度より就農することになります。

すでに施設野菜の作付けも完了し、生産体制に入っております。今後共、技術的な支援を行ってまいります。

また、今年度の研修生は三名の応募がありました。選考の結果、宮城県の男性と町内男性二名を受け入れております。



次に、水産商工課について申し上げます。

我が国沿岸漁業は、沿岸水域を活用し、国民生活に欠くことのできない魚介藻類の安定的供給に重要な役割を果たしてきております。

しかし、これを支える個々の漁家をみると、その多くは立ち遅れた生活環境下で、漁業就業者の高齢化、漁業生産の減少、魚価安等、これまで漁業自体が抱える諸課題に加え、長引く景気低迷が深刻な影響を与え、厳しい経営を余儀なくされているのが現状であります。

昨年、三月には、水産施策推進の中期的な指針となる水産基本計画が策定されましたが、今後の水産基本政策の展開は、水産業の構造改革、安全で安心できる水産物供給体制の構築、都市と漁村の共生・対流による地域の活性化等を図り、「豊かな漁場・漁港・漁村づくり」を目指しております。

本県でも、長崎県水産業振興基本計画の諸施策が推進されており、その成果が期待される所であり、町といたしましても、国・県が示す具体的な新しい各種施策制度に注目し、現状に対応できる施策を講じ、本町水産業の一層の振興と、活力ある漁村の形成を図っていく所存であります。

平成七年度、長崎県が事業主体で着手し、進められてきました小値賀漁港海岸環境整備事業は、一部、平成十五年度へ繰越された工事もありましたが、この度、完了いたしました。

商工観光関係ですが、申すまでもなく我が国の経済は、諸外国経済への先行き懸念や株価低迷の影響などにより、引き続き不透明感が見られます。

本県においても、重電・電子機器などの生産が低水準となっており、個人消費も盛り上がりや欠くなど景気は引き続き厳しく、先行きの不透明感が更に強まっております。

当町商工会を取り巻く環境は、特に、漁業不振、過疎化の進行、消費購買力の低下等、極めて厳しいものがあります。このような状況の中、商工会では商工会館を増築改修し、この三月末に、「青年部・女性部研修センター」が完成いたしました。

商工会青年部・女性部の活動拠点として、また、地域内におけるIT推進のための拠点として多にその機能を發揮していただき、商店街の活力と地域活性化に貢献されるよう期待するものです。

次に、建設課関係について申し上げます。

下水道事業の現在までの進み具合をご報告します。

笛吹地区の、小値賀町特定環境保全公共下水道事業は、今年度に入り前年度より繰越してございました、一万円の工事発注をすでに終えており、先日には十五年度予定分の、新町、柳田町、蛭子町など、本通り東側の管路工事の入札を実施し、今年度末の一部供用開始に備えます。また、十四年度に工事をした部分が仮舗装のままになっておりますので、今後、本復旧の舗装工事を予定しております。

県が代行している西目の終末処理場(笛吹浄化センター)の建設工事については、若干発注が遅れましたが、現在までにはほとんど遅れは取り戻していると聞いており、来年三月には完成するものと期待しております。

同様に県代行の幹線管路についても、丸田屋さん前の管路推進工事で岩盤と海水の浸水により、近所の方には特にご迷惑をかけましたが、今年度は工事方法を変更し、旧生産組合までの推進工事が予定されております。

一般の管路工事では、新町の県道部分の工事と小浜町の鮎集所周辺の工事も、まもなく発注されることになっております。柳地区の農業集落排水事業は、今年度が最終事業年度になりますが、五月にはマンホールポンプの発注を終えていますので、七月十五日までには全世帯で供用が可能になる見込でございます。

ご承知のように三月末から一部で供用可能となり、二十五世帯のうち、現在まで十世帯が使用中でございます。

浜津地区についても十四年度の新規採択を受け、県道工事と関連部分の管路工事は完成しましたが、十五年度は大浦から西目までの基幹農道部分の埋設工事と地区内の一部で管路工事を予定しており、まもなく工事の入札を実施いたします。

道路では、県道斑浜津線改良工事が三月までに予定通り完成しており、十五年度は、改良箇所を林田から笛吹間の小値賀循環線に戻し、用地買収にかかる予定となっております。県の方で建物や立木の補償額算定のための委託工事がすでに発注されております。完成見込は、十七年度末と聞いております。

次に、教育委員会について申し上げます。

社会教育関係では、佐世保地域広域市町村圏組合の、佐世保広域圏、スポーツ交流事業推進委員会が主管となって「ワクワクキャンピングおちか」が行なわれます。

広域圏内にあっても、知り合うことのない子供たちが海という大自然の中で、友だちの素晴らしさや協力することの大切

さを学ぶことを目的に、広域圏内の小学五・六年生を対象として、七月二十六日から二十八日までの二泊三日で小値賀で開催されます。

次に、診療所関係について申し上げます。

平成十二年度から医師二人体制での診療を実施しておりますが、川上医師が本年四月をもって退職いたしましたので、現在、医師一名体制と、上五島病院などの支援を受けながら対応を図っているところであります。

年度途中でございますので、医師確保も難しい状況であり、各方面に対してアプローチをかけておりますが、現段階では、確定していない状況でございます。

今後も医師確保策に全力を尽くし、早急に医療体制の整備を行う予定にしております、それまでの支援体制にかかる経費の予算措置を今回講じております。

以上、概略ご説明申し上げましたが、どうぞ今後とも皆様の温かいご理解と、一層のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご提案申し上げました、諸案件の提案理由、並びに議案内容につきましては、それぞれ主管課長からご説明申し上げますが、なにとぞ慎重にご審議いただきまして、原案どおり、ご決定いただきますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

**議長（近藤一輝）** これで町長の所信表明を終わります。

**日程第四、一般質問を行います。**

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

松永勇治議員

**六番（松永勇治）** 町長、このたびの統一地方選挙において、ご当選誠にありがとうございます。熱き情熱をもって、主役である住民の立場に立って二十一世紀型、市町村自治体のあるべき姿をしっかりと見据えた行財政運営をご期待申し上げます。

よろしくお願いいたします。

先の見えにくい厳しい社会状況の中で、将来にわたって安定した住民福祉、住民サービスを実現していくため、お互い一

生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

私は、町長に今、小値賀町の最重要課題であります、住民、また町外居住の郷土出身の皆さんが、「小値賀はどけんなつとじゃろかい」と心配している合併問題に対する認識と、今後の対応についてお伺いをいたします。

これまで議会は、市町村合併問題を最重要課題として捉え、平成十二年八月から、総務文教厚生常任委員会では、財政・文教関係、また、産業建設常任委員会は、生活部門・産業部門を担当、行政、財政全般にわたって集中的な調査を始め、両委員会による調査研究報告書が、平成十三年三月末に議長へ提出されたのを受けて、この問題を専門的に審議・研究するための「岐路に立つ小値賀を考える特別委員会」を、平成十三年六月四日の臨時会において設置して以来、約九ヶ月にわたり、市町村合併問題を中心に、係る財政問題、行政システム、国の合併支援策、地方分権と地方自治の問題など、幅広い調査研究、審議を行い、平成十三年十一月に「市町村合併に関する調査の中間報告書」が、当特別委員会から提出され、平成十四年三月十二日に招集された第一回定例会において、特別委員会最終報告があつております。

ご承知のように、市町村合併特例法は、一九六五年（昭和四十年）三月に、十年間の時限立法として施行され、以後延長を重ね、二〇〇五年（平成十七年）三月末で期限切れを迎えることになっておりますが、総務省は、更に市町村合併を促進するため、特例法の期限が切れる二〇〇五年三月末までに合併手続きが終了しなくても、議会の議決をえて、県に申請していれば国の財政支援を受け入れられるようにする、このような改正合併特例法案を今秋の臨時国会に提出するということがございます。

また、期限切れ後も引き続き合併を推進するため、来年の通常国会に新法を提出する、その内容につきましては、新法には都道府県の勧告などを盛り込むことを報道しております。

任意合併協議会を構成する、佐世保市、宇久町、小値賀町は、昭和四十六年以来、一市十三町でつくる佐世保地域広域市町村圏組合の構成自治体の一員として、広域行政の推進に努め、佐世保市とは、行政、住民とともに、交通・経済など、生活の各分野で深いつながりを持ち、広域圏事業の一つとして、佐世保市西消防署小値賀出張所も置かれ、お互い一体感、共同体意識をもって今日に至っております。

昨年二月に実施した、住民アンケート調査の結果、合併に賛成二九%、反対三〇%と、意見が拮抗し、「わからない」三七%というアンケート結果をふまえ、佐世保市、宇久町、小値賀町一市二町による任意合併協議会を平成十四年五月に設立、

五回にわたつての調査内容、協議結果を取りまとめた、住民に分かりやすい中間報告が、今年の一月に各家庭に配布されました。

また、「岐路に立つ小値賀を考える特別委員会」最終報告の中に、「合併問題に関して住民は未だ理解が不十分、この重要な問題に若者を中心に関心がなさ過ぎるというのも不安、住民の関心を高め、問題点の理解を深め、後世に恥じない立派な決断ができるよう、今後とも住民の理解を深める配慮が必要」と、提言してあります。

合併の是非は、本町の将来を決める重要問題であります。

先の、統一地方選の投票率九二・八〇％は、二市九町村の首長選の中でも最高、合併問題について、町民の関心の高さが如実の表れであり、有権者の合併についての是非は半々であるにもかかわらず、今この時期に、非公式とはいえ、議会との話し合い、説明もなく、協議を継続中の任意合併協から脱退の申し入れは、住民を無視した議会軽視もはなはだしい軽率きわまる行為であり、残念でなりません。

町長、任意合併協議会脱退を撤回して、協議を続けていくお考えはありませんか。

お伺いをいたします。

ここ数年の本町の決算状況、すなわち、財政状況をみますと、平成十二年度の経常一般財源収入二十四億百六十三万四千円に対し、経常一般財源歳出二十一億四千八百七十四万九千円、経常収支比率八九・五％で、他の政策に充てる一般財源は、二億五千二百八十八万五千円、一〇・五％にすぎません。平成十三年度の経常一般財源収入二十二億九千八百七十七万八千円に対し、経常一般財源歳出二十一億四千四百八十二万八千円、財政構造の良否を判断する指標で七〇％から八〇％が標準とされております。経常収支比率が義務的経費の増加と、税収入などの伸び悩みで九三・三％と高く、他の政策に充てる一般財源は一億五千三百八十八万円、六・七％で、財政構造が年々硬直化し、悪化しております。

また、本町、最高の依存財源であります、普通交付税は、平成十三年度二十億二千六百七十七万八千円、歳入全体の構成比、四七・四％で、十二年度に比較して九千九百九十万一千円、四・七〇％減額いたしております。平成十四年度は、十九億三千三百九十五万五千円、歳入全体の構成比五四・四％で、十三年度に比較して、九千二百七十五万三千円、これも四・五八％減額いたしております。平成十五年度は、これはあくまでも予想でしょうけれども、大体十七億九千万円、歳入全体の構成比四八・七％と、十四年度に比較して一億四千四百万円、七・四四％減額が見込まれているようにございます。

普通交付税には、補助債として今日まで借入れした過疎債及び辺地債に係る元利償還費の七〇%、八〇%が需要額に算入されておりまして、公債費が減つても、並行して交付税も減額をいたします。

自主財源である町税は、平成十二年度、十三年度ほぼ同額の一億八千六百五十万円、十四年度は一千六百五十万円減の一億七千万円、歳入全体の構成比四・八%、また、本町の財政力を示す基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の三年間平均値、財政力指数は、〇・〇九〇と低く、普通交付税への依存度が高い本町の財政事情であることを、長年、町政に携わってこられた町長は、十分ご承知のことと思います。

今後の地方財政制度改革の内容如何では、更に厳しい財政運営を強いられることが懸念され、その懸念こそが市町村合併論議を引き起こしていることを認識しなければなりません。

これから、町政を運営していくうえでの経常的経費を、二十一億円から二十二億円と想定した場合、普通交付税の見直し等、それに、これまで整備してきた各種公共施設に係る補修及び備品機器の買い替え、取り替えなどによる財政需要の増加が予測されます。経常一般財源歳出が収入を超え、どうにもならないようなことになるのではないかと思います。

以上、悲観的なことばかり申し上げましたが、私は、財政運営は大丈夫かな、大変心配いたします。

町長、これからの財政運営をどのようにお考え、どのような財政計画、見通しを立てておられるのか、お伺いいたします。今日までの自治体は、財源不足を国・県に願ひし、起債で補い、陳情により事業費予算をつけてもらい、行政を進めてきた。「貧しいながらも、楽しいわが家」的、甘い暮らしは、これから先、望めません。

以上のようなことを念頭におかれ、合併の是非について、よく見極めた上で判断していただきたい。

どうしても、「任意合併協議会から脱退し、合併せず、単独で生き残りを選択されるのであれば」、その根拠、ビジョンをお伺いいたします。

以上、「市町村合併について」質問いたしました。答弁により再質問が必要になった場合は、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 松永議員の質問に、第一点目、お答えいたします。

先の統一地方選挙において、私は、徹底した「行政改革」「財政改革」を実行して、合併をせざる小さくても肩を寄せ合

い、町民みんなで協力しながら頑張っていこうと主張し、皆様の暖かいご支援により当選の栄をうけました。

佐世保市長・宇久町長との三者会談では、任意合併協議会からの脱退という話はなく、私としましては、私の信念のもとに、町議会議員の皆様はもとより、町民の皆様とよく話し合いながら、これから先のことを考えていきたいと思っております。

二点目について、お答えします。

現在、三位一体の改革で、「国から地方への補助金削減」「税財源の移譲」「地方交付税の見直し」を、セットで進めようと議論されておりますが、まだ、はっきりとした国からの回答が出されておりません。

しかしながら、議論の内容を見ますと、地方自治体には、かなり厳しい意見が出ております。

私は、その方向性を見極めながら、徹底した「行政改革」「財政改革」を実行し、自主財源の確保、経常収支比率及び公債費比率の抑制に全力を注いでまいりたいと思っております。

三点目について、お答えいたします。

任意合併協議会からの脱退という話は事実無根であります。小値賀町単独で生き残ることができる根拠は、皆様も良くご承知のとおり、日本国憲法第九十二条、地方自治法第一条にうたわれているとおりでございます。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますとおり、三位一体の改革で、かなり厳しい意見も出ておりますが、徹底した「行政改革」「財政改革」「自主財源の確保」「経常収支比率及び公債費比率の抑制」に全力を注いでまいりたいと思っております。

以上です。

**議長（近藤一輝）** 松永議員

**六番（松永勇治）** 財政計画にしろ、何にしろ、数字的なことは考えないで、ただ言葉の中で「頑張る」ということでございますが、先ず財政を基本に考えてことを運んでいただきたいと、

それとですね、日本国憲法九十二条、それから地方自治法の第一条、地方交付税法の第一条と、こういうふうにあるのは、あくまでも基本的なことを考えるのでありまして、その中身がですね、中身なんです、ですから、これはあくまでも守られているわけです、三つともですね、ただ、その国の財政がきつくなつたから、交付税を減らそう、国庫補助金をカットし

ようとか、そういうふうなことでありまして、地方を捨てるような法ではないわけです。あくまでも地方を守る、憲法の趣旨、それから地方自治の趣旨、地方交付税の交付の内容はですね、全然、この法に書かれておるとおりでございます、これをですね、このように守られているから大丈夫だということじゃなくて、小値賀町は小値賀町での財政を考えながら先を組まない、と私は思っておりますが、如何ですか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 言うことは解るんですが、小値賀町の場合、今後、まず雇用の拡大確保と人口の減少をいかにして食い止めるということの主眼において、小値賀町でできることをあらゆる可能性を見直し、現在、作業をすすめておりますので、今しばらくの間、猶予をいただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 去る、六月十八日、全員協議会に提出されました、普通会計財政計画・歳入を分析しますとですね、普通交付税は、平成十三年度から十五年度まで三年度間、これは実績でございますけど、三億三千六百六十九万円、一六・六％減額しておるわけでございます。

で、あなた方の今度、これからの市町村合併特例法の期限が切れた、十七年度からの中身を見ますとですね、十七年度から十九年度の財政計画、これはまあ交付税でしか私は計算しておりませんけれども、三年度間で、一億五百万円、五・九九％減額、一年度平均、二千五百万円減らした計算になつとるわけですね、こういうふうな甘いですね、見通しを立ててやると、いうことでございますけれども、交付税の減額等による財源不足をですね、基金の取り崩しによって、まあ二・三年は大丈夫でしょう、でも基金には限度があります。貯金を簡単に引き出して使えば直ぐなくなります。

このようなことで、後年、住民が安定した生活ができる、住みよい、今、町長が言われるようなことが可能でありますでしょうか、私は非常に不安を感じます。

合併問題を左右するのは「財政計画」でございます。町長はこの計画に、この前出された計画に、自信がもてますか。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） この前の分につきましては、国の方針がまだ定まらない中です、松永議員から「六月までに出しなさい」ということで言われましたので、一応今まで従来ですね、企画の方で出していた分を出したわけでございます。



ただ、九月までの内に、今後、財政計画を立てて、十二月ぐらいまでの内に全体計画を立てるように極力努力してですね、三月ぐらいには地区住民への説明をしまいたいと思っておりますので、今しばらく時間をいただきしたいと思います。

六番（松永勇治） 議長 長

議長（近藤一輝） 質問回数が三回ですが……

六番（松永勇治） 最後です。今、二回しかしとらんとですけど……

議長（近藤一輝） 今回はですね、質問の人数が少し多いわけですし、できればご遠慮願いたいと思います。

伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之） 質問に入る前に、今回の町長選におきまして当選されました、山田町長には、心からお慶びを申し上げます。

しかしながら、町長としての業務はもう山積しております。これから町長としては強い自覚をもち、そしてリーダーシップを発揮していただきまして、行政、議会、そして町民を含んでのこれからの小値賀町の発展のためにご尽力いただきたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

私は、「新たな米政策と行政の役割について」、町長にお伺いをいたします。

農林水産省は、米及び稲作の重要性に鑑み、これまで、各種の施策を実施してきました。

しかしながら、これらの施策は一定の効果を上げてきましたが、施策全体の組み立てがわかりにくく、「誰のため、何のための生産調整か」など、関係者に十分理解できないことや、生産調整目標面積が至上命題化し、需要に見合った売れる米作りを行う意識を阻害し、米の生産と減産、両方に助成を行っているなど、非効率的なものとなっていること、また、生産調整の配分の理由や、その決定過程において不透明であり、政策効果がきちんと検証されていない等の問題をふまえ、水田農業の未来を切り開くため、昨年十二月、「米政策改革大綱」が決定されました。平成二十二年度までの、あるべき米作りの実現に向けて、関係者が創意工夫を発揮しつつ、積極的な取り組みを行うことが必要となつてまいります。

平成十五年度からの地域水田農業ビジョンの議論を開始するなど、平成十六年度からの地域水田農業ビジョンの策定や、生産調整方針を策定することにより、農業者、農業者団体の自主的・主体的な取り組みの強化を目指すとともに、その主な

施策として、生産調整の面積を管理する方法から、生産数量により調整する方法へ転換し、また、助成制度の見直し、そして過剰米の処理方法の見直しがあることから、生産者が混乱することなく、円滑に米作りの本来のあるべき姿に移行できるように、年次別行動計画を策定し、改革を進めなければなりません。

言うまでもなく、これまでの改革の効果は、一朝一夕に表れるものではなく、何よりもまず、農業者、農業者団体は勿論、行政関係、流通業者、消費者等、関係者が一丸となって議論することが不可欠であり、地域水田農業ビジョンの作成については、既存の計画の焼き直しや、単なる関係機関の作文に終わらないよう、十分に地域での議論を重ねる必要があります、集落、または地区段階での合意に基づいて、担い手を明確化するためには相当の時間を必要とします。

この地域水田農業の改革は、都道府県、市町村段階での合意の下で推進していくことから、その主な施策の中から、町長に二点、お伺いをいたします。

一点目は、地域水田農業ビジョンの策定にあたり、行政としての役割について、どのように捉えているのか、お伺いをいたします。

二点目として、生産調整方針の策定で、生産数量による方式への転換での行政の役割について、お伺いをいたします。以上で質問を終わりますが、再質問があれば、自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

今後の水田農業政策は、これまでのように生産調整の達成を重点項目の一つとして掲げ展開するのではなく、むしろ地域の作物戦略・販売、田の利活、担い手の育成等、生産対策及び経営対策に軸足をおく農業政策。

つまり、どのような経営体が、どのような作物を需要に応じてどれくらいの量を作るのかという、十分な議論が必要と考えております。

地域水田農業ビジョン策定については、水田農業のあるべき姿を実現する、平成二十二年度を見通しつつ、当面の作物戦略等を立てられる、三年後程度の中期的な目標を立てることを基本に検討を進めていきたいと思っております。

このようなことを踏まえ、第一点の、地域水田農業ビジョン策定にあたり、行政の役割について、お答えいたします。地域水田農業ビジョンは、町・農業委員会・農業共済組合・農協等生産団体・土地改良区・担い手農家・消費団体など、

生産者と消費者の意見を十分反映した、幅広い視点から検討していきたいと考えております。

また、より多くの方々の意見と、地域に応じたビジョンの策定のうえから、各集落ごとに説明会を開催し、意見交換を行い、特に、女性の農業への参画、担い手の集積等、地域の将来の水田農業の姿について、話し合いを重ねる必要があると考えております。

第二点の、生産調整方式の策定で、生産数量方式への転換での役割について、お答えいたします。

生産調整につきましては、従来の面積配分方式から、生産数量により調整する方式へ転換することになりました。

つまり、出荷数量による制限でございます。出荷数量の制限については、農業者団体ということになりますので、農協が中心になると考えられます。

そこで考えられますことは、過剰生産になっての価格の下落でございますので、米に代わる作物について、町で組織いたしております「営農推進検討会」において、営農類型等の確立をいたすこととしております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 先ほどの町長の説明でわかりましたけれども、地域に応じたビジョン策定、これにつきましては、地区で説明を行い、そしてまた意見交換をするということでありまして、この水田農業ビジョンの策定の範囲につきましてはですね、市町村の区域を基本とし、そして広域農協に対応するためには複数の市町村で共同で作成することになっております。

本町の農協はですね、町長もご承知のとおり、「JANAがさき西海農協」と言いまして、三市十二町にも広がる広域的な農協であります。

そのためには、我が小値賀町は一島一町ですね、それでその作成をする場合には、一島一町の方が望ましく、また、米の生産におきましても、本町は県北と比べても早期栽培でありますので、県北の方は普通作ということになっております。

それで、在庫の方も調べましたらですね、小値賀の方の在庫数は殆どないと、現在、佐世保地区で八百袋ぐらい残っているそうですけれども、それはもう普通米の方ですので、そのことを考えてもですね、本町は一島一町で、小値賀町だけの作成をしてはどうかと思っております。

そのことも関しまして、行政としてはどのように行っているのかを、お伺いをいたします。

生産調整につきましては、これは先ほどの説明のとおり、例えば、十五年度、今年度産の米をですね、出荷します。そして、十六年度にですね、今度はそのときに完売すればいいわけですけども、もし、米が余った場合は、その余った分が既に十七年度から生産の制限を受けます。そのようになりまして、その過剰米につきましては、米の安定化をさせるために、余った米は、十七年度の段階では地元の農協で差し押さえると、区別して出荷するということになります。

その余った米をですね、今度はどうするかということ、先ほど町長の説明の中で、女性の農業への参画を促すということとでありましたけれども、その女性を農業に参画させてですね、米の消費拡大、そしてまた地産地消のためには、新しい手法として各地で行われております、地元米を使つての米粉による、パンですね、パンの製造を考えてはどうかと思っております。

そして、米に代わる作物としてはですね、今までは、とも補償などで、麦とか大豆、そして景観を美しくするためにはレング等の作物を行ってきましたけれども、あまり生産されてないと思っております。そのことに関しても、米に代わる作物を行政としてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**議長（近藤一輝）** 町 長

**町長（山田憲道）** お答えします。

昨日ですね、農協の方で地区別説明会がありまして、内容の説明があつたわけですが、私はただ挨拶ということで退席しましたので、この点につきましては、担当課長の方から説明をさせます。

**議長（近藤一輝）** 農 林 課 長

**農林課長（中谷 功）** お答えいたします。

地域水田農業ビジョンの作成につきましては、地域水田農業推進協議会というのが中心になりましたので、作成をいたすことになるわけでございます。

この地域水田農業ビジョンにつきましては、今、伊藤議員さん言われましたとおりでございますけれども、当町におきましては、地理的な特殊性、自然条件等ともございますし、また、農業の特性と言いますものを勘案いたしました場合に、単独でのビジョン策定というものが望ましいかなと、いうふうに思っております。

しかしながら、この策定につきましては、農協が中心になりますので、農協がご承知のように、広域農協ということになりますので、未だはつきりした方向性というものが見出しておりませんので、当町としての希望は農協の方へ伝えたいというふうに思っております。

それから、生産調整につきましてですけども、言われたとおりに、過剰米が発生しましたら、翌年度ということになるわけですが、幸いにいたしましたしまして小値賀の場合は、早期のコシヒカリということで、売れ残りがございません。

そのようなことで、今後とも、この過剰米にならないようなかたちで農協等とも連絡をとっていきたいというふうに思います。

それから、三番目の、米粉パンのことだと思っておりますけれども、このことにつきましては、県内では数箇所作っておりますけれども、佐世保の大宮ストアさんの方で、現在、土曜・日曜限定で販売をいたしているということをお聞きいたしております。当町の場合、地産地消というふうなことでございますけれども、消費人口が限られてまいりますので、米の消費拡大にはどうかと思いますけれども、農業への参画というふうなことでは、一つの意味を持っているのではなからうかなと、いうふうに思います。

次に、米に代わる作物ということでございますけれども、経営改善支援センター及び営農推進検討会という組織があるわけでございますけれども、その中におきまして、夏獲りの収益性の高い作物、特に六月から七月に収穫をする、早熟のトウモロコシとか、或いは早や掘りのカンショというものを、どうかというふうに考えておりますので、今後、これらの検討会等におきまして、検討を重ねていきたいと、いうふうに思います。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 大変、説明ありがとうございます。

私も、昨日、農協の地区説明会に出まして、この米改革のことを、後で説明を伺いましたけれども、先ほど、担当課長が申しましたとおり、農協としてはまだ方向性が見えてない、それを聞きましたらですね、私は非常に心配になりました、この米改革はですね、今回は、とにかく、農協が自主的に率先して取り組まなければならぬ改革でありますので、一つ行政としても、それなりの支援及び助言、そしてまた国からの情報を提供するなどして、普通の米生産者が混乱しないように一つよろしくご指導の方をお願いして、私の質問を終わらせたいと思います。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） 今、伊藤議員さんの言われたような方向で農協等とも協議を重ねまして、その方向で行きたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いをいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	十一時	二分	—
—	再開	午前	十一時	十五分	—

議長（近藤一輝） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

土川重佳議員

二番（土川重佳） このたびは、町長さん、おめでとうございます。

私も一年生ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告制による一般質問を行います。

一次産業に対する補助金の確保は大丈夫か、平成元年度より行ってきた畑総事業も完了し、圃場整備された二五〇ヘクタールの農地を、今後は農家による農地の流動化及び経営規模の拡大が求められているところですが、

しかしながら、国における米政策の問題、また農作物の輸入自由化による価格の低迷等、これらの農業経営につきまして、ますます厳しい現状となっております。

当町においても後継者不足、高齢化を始めとして多くの問題を抱えております。また現在、最も重要な課題の合併問題において、さまざまな議論をよんでおります。

このような現状の中、補助金をもとに農業経営の維持、また規模拡大を行ってきました。今後も小値賀町農業の発展のため、今までもおりの助成が必要不可欠と思われませんが、今後とも従来どおりの補助金確保ができるかどうか、伺いたい。

次に、小値賀空港について、質問をさせていただきます。

小値賀空港は、昭和六十年十二月、離島振興の発展ということで、宇久町・小値賀町における本土との時間距離の短縮化と産業の育成を図ることから開設をいたしております。

しかしながら、社会情勢の変化により、厳しい運航状況にあります。長崎県においても、出資いたしております関係機関への補助金等の見直しが言われております。聞くところによると、オリエンタルエアブリッジへの赤字分についての補助金

をカット、削減をいたすところであるけれども、その場合に、オリエンタルエアブリッジは小値賀運航について、便数の削減を考えると思われ、もしかしたら、廃止になるのではないかと聞いております。

県費の補助金のカットによる運営は可能と思っているのか、内容の説明を伺いたい。また、小値賀空港の廃止になった場合について、小値賀のアピール、存在感、価値観において大変マイナスになると思うが、その対策についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

再質問があるときは、自席で行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 第一点目について、お答えします。

私は、誰にも負けない、「おちかを愛する心と、みなぎる活力を信条」として、当選させていただきました。それには、潤いのある・活力ある町づくりの推進を図ることだと考えております。

第一次産業においては、漁業、農業が当町の基幹産業でございます。その観点から、第一次産業における補助金、産業の育成や発展につながる補助金を、今後も継続していきたいと考えております。

しかし、ただ漫然とした補助金については、内容等をよく精査し、廃止や縮減の方針で望みたいと思っております。

私は、職員にもよいプラン等があれば、遠慮なく申し出ていただきますよう、お願いしております。

一例をあげますと、農林課から、農業への女性の参画促進のために、「かあちゃん牛補助金」の創設を望む声がありましたので、本定例会に補正予算を計上いたしております。

今後も、活性化につながると判断した補助金については、積極的に対応していきたいと考えております。

二点目の質問について、お答えいたします。

空港の廃止の件でございますが、空港廃止のことにつきましては、全く聞いておりません。

次に、県からの補助金がカットされた場合がございますが、平成十四年度でオリエンタルエアブリッジ、及び小値賀空港ターミナルビルに、県・町合わせて、約六千八百万円の補助金が支出されており、小値賀町単独での補助金支出は困難であると考えており、補助金路線確保等につきましては、上五島空港と歩調を合わせて協議を進めて行きたいと考えております。

小値賀空港がなくなることによって、おぢかの存在・価値観が薄れることになるとの、土川議員の質問ですが、西海国立公園の奥座敷と言われております、風光明媚な小値賀であり、小値賀の存在・価値観はなくなることはないかと確信しております。

以上です。

議長（近藤一輝） 土川議員

二番（土川重佳） ただいまの答弁について、今後、活性化に繋がる補助金については、積極的に対応していただきたいと判断をいたしておりますので、再質問をさせていただきます。

一般、台風六号が小値賀の近くを通過しましたが、漁業においても海岸に多数の藻が集まり、共同作業いたしております。農業においても、ハウス施設栽培のメロン・スイカ・ナス・トマト、露地栽培の葉たばこ・落花生について被害が出ております。聞くとところによると、共済加入率が四〇%と聞いております。知る範囲において、激甚災害指定を受けますと、天災融資制度が受けられると思っております。その他については、災害に対する融資はないのではないかと思います。そこで、町長に二点質問します。

一点は、普通災害時における貸付制度の創設をする考えはありませんか。若しくは、利子補給をする考えはないか。

二点目は、安心した漁業・農業の推進の上から、施設等の共済加入を促進いたす必要があると思えます。その場合、共済加入促進補助金の創設をする考えはありませんか、以上、二点、お願いします。

十一番（黒崎政美） 議長、休憩をお願いします。

（賛成）と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

	―	休憩	午前	十一時	二十四分	―
	―	再開	午前	十一時	二十五分	―

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） 補助金と言いますか、見舞金と言いますか、この件につきましては、よく皆さまとですね、相談をいたしまして決めたいと思っております。



議長（近藤一輝） 土川議員

二番（土川重佳） もし、そういう考えがあるのならば、是非、今度の補正予算、或いはそういうときに補助金計上のほどをよろしくお願いいたします。

それで、私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 答弁は要りませんか。

町長

町長（山田憲道） この件につきましても、議員の皆さまとよく相談しまして、まだ被害の方がはっきりわかってない現状でございますので、見舞金等もし必要であれば、九月にですね、上げたいと思います。

議長（近藤一輝） 末永一朗議員

五番（末永一朗） このたび、町長、ご当選おめでとうございます。

難しい問題ばかりでございますが、一つ頑張つてやってみてほしいと思います。

先ほど、同僚議員から合併問題についての質問もありましたが、私は別の角度から二点ほど、町長に質問をいたします。先ず一点目は、五月十二日の、佐世保市・宇久・小値賀の三者協議の内容について、伺います。

小値賀町は、合併せず、任意合併協議会を脱退すると、五月十四日、新聞報道されたが、事実なのか。事実となれば、全員協議会での町長の説明内容はニュアンスが違うように思われるが、その協議の内容について、伺います。

第二に、知事との会談について。

五月一日付けの「読売新聞」に、金子知事の発言として、「今までの交付税が維持されると考えるのは大間違い。相当厳しくなるとの前提で町づくりをしないと大変な問題を起こす」と、この記事があったが、その発言に対し、町長はどのように受け止め、考えているのか。

また、五月十三日の、知事との面談の折、その内容と、合併反対とする根拠資料を持参していたのか、伺います。以上、二点質問しましたが、答弁により、再質問が必要なきには自席より伺わせていただきます。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 第一点目について、お答えします。

佐世保市長、宇久町長との三者会談において、任意合併協議会を脱会するということは一切申しておりません。

第二点目につきまして。

現在、小泉首相による「三位一体の改革」が提唱されていますが、三位一体の改革には、各省庁の補助金の縮減・廃止と地方交付税の縮減、それにかわる税源の移譲が検討されており、県知事がおっしゃったことは国の考えでもありません。小値賀町としても、今までどおりの地方交付税が維持されるとは全く思っておりません。本町ばかりでなく、地方交付税の縮減は県も例外ではなく、全国規模で今までどおり維持されることはないと思います。

また、県知事との会談では、小値賀町にとって、佐世保市との合併には無理があり、合併しても意味がないと、申し上げただけでございます。

以上です。

議長（近藤一輝） 末永議員

五番（末永一朗） 二点目のことについて、再質問させていただきます。

去る、五月十三日、知事との会談の中で、町長は何も答えなかったことは、これで国・県とのパイプラインが切断されるようなことになれば、これから先、国・県との対応をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、合併しないとすれば、県が窓口業務だけにするとありますが、これは本当なのかどうか、お尋ねいたします。

また、合併反対ならば、反対の根拠の考えを町民に対して説明会をするのか、しないのか。説明する考えがあるならば、できるだけ早いのがよいと思いますが、いつ開催するのか、その時期について、お伺いいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

— 休憩 — 午前 十一時 三十二分 —

— 再開 — 午前 十一時 三十三分 —

町 長

議長（近藤一輝） 再開します。  
町長（山田憲道） お答えいたします。

県知事との会談では、ただ、私のですね、意見を述べたということでございます。先ほどからも一緒ですが、任協継続がですね、七月にあるということでございますが、県知事からとか、国のパイプが切れたということではございません。

それから、説明会ということでございますが、十二月ぐらいまでですね、全体計画をまとめて、その後、三月ぐらいに

ですね、地区別に説明会をしたいということでございます。

以上です。

議長（近藤一輝） 末永議員

五番（末永一朗） これで質問を終わります。

議長（近藤一輝） 小辻隆治郎議員

三番（小辻隆治郎） 町長、当選おめでとうございます。

強いリーダーシップの元に、一つ期待しておりますので、頑張ってください。

私、二点について、お伺いいたします。

まず、一点目が、地域経済の活性化についてです。一点目が、町の補助金の重点配分について、お伺いしたいと思います。

まず、一点目。当小値賀町の基本的な産業と言えば、勿論のこと、農業・漁業の第一次産業であります。しかし、商工業も小値賀町を支える有力な産業であることには間違いありません。

さて、小値賀町において、物品の購入、工事の発注等、予算を執行できる最大の場所と言えば、小値賀町役場において他にはありません。その町役場において支出される多額の資金は、町の商工業者にとって大変な魅力があり、小値賀町に与える影響も大きいものがあると思います。ところが、その支出される資金が町の外に流出するのが大半ということになれば、それは非常に残念なことと言わざるをえません。

町民は納税者であります。商工業者もまた、勿論、納税者です。ただ、町外の業者は、小値賀町には税金は納めません。原則として町当局は、町の商工業者を通じて物品の購入や、工事の発注をできる限り行うべきものと考えます。

折から、商工業者を取り巻く環境は厳しいものがあります。デフレによる不況の影響や、第一次産業の低迷、また、通信販売や訪問販売の増加、町外への買い物等、町の商工業者にとって非常に頭の痛い問題でもあります。勿論、地元の商工業者を優先して使うことには、いろいろ問題があると思います。入札資格の問題、多品目に渡る物品について、地元業者がカバーできるのかどうか、地元業者を通じれば、入札価格が高くなるんじゃないか等々、種々の問題が出てくるものと思われ

ます。

町役場は、物件費として平成十三年度に二億三千万円位の予算を計上しております。そして、それを執行しております。

この予算がどうしたら納税者である地元業者に優先的に還流するようになるのか、今一度、考えてみるべきことと思います。もし、このことが軌道にのれば、相当な経済的な効果が小値賀町に発生することは想像にかたくありません。町活性化の一助でもと思い、このことを提案したいと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

まず、一点目、町執行部として地元業者に優先的に入札等に参加させる気持ちがあるかどうかということですが、

更に、こういう問題が恐らく今までもくり返し質問されてきた問題だとは思いますが、何故、持続的になされなかったのでしょうか。

二点目として、持続的にこの問題に対処するために、具体的な対策が必要とされるときがきているとみられますけれども、どういう対策をお考えなのか、見解をお伺いしたいと思います。

次に、二点目の、町の補助金の重点配分について。

今後、小値賀町が独立していくために、また、活性化していくためにいろんな政策が町執行部より出てくるものと思われる。中でも、農業とか漁業などの町の基幹産業については、町執行部が従来にも増して甚大なる配慮を行う必要があります。その中でもとりわけ若者に注目すべきことだと思えます。今後の小値賀町を引っ張っていくのは、三十代ないし四十代を中心にした若い人達であり、働く気力と体力が充実した年代の人達ではないでしょうか。若者の知恵と行動力に大いに期待すべきであるのと同時に、農業者・漁業者の若者をいかに育成するか、町当局は腐心すべきものと考えます。

そこで、町当局に町が単独で支出する補助金のことについて、伺いたいと思えます。

町当局が現在、補助金を助成している被交付団体の総額は、約七千五百万円ほどと聞いております。その七千五百万円が多いか少ないかは人によりけりだと思えますけれども、しかし、この金額は決して潤沢な資金とは言えないと思えます。

したがって、これを有効な形に配分する必要があるのではないかと考えられます。聞くところによれば、町が助成する補助金を活動のためではなく、積み立てをしている団体もあるそうです。補助金は、本来、活動する上で予算が足りないから助成するというのが基本的な考えと思えますが、こういうケースは如何なものかと考えます。

また、過大な補助金は人の創意工夫、努力するパワーを減殺してしまう傾向にあります。足りなかつたら補助金を申請すればいい、そういう安易な考え方に補助金を全額交付すれば、何らその団体に自立心は生じません。補助金の支給で悪い面

と云えば、自助努力を失うことにあるのではないでしょうか。補助金は、町民の皆さまから預かった大切なお金であります。町の活性化のため、有効に配分されなければなりません。慣習化された補助金について、今一度見直し、廃止すべきかどうか、削減が可能かどうか、そういう検討過程を経た上で、先ほど言いましたように、農業者・漁業者の若者育成を主眼とした補助金の重点配分をお願いしたいと思えますが、補助金についての町長の所見をお伺いします。

なお、再質問は自席より行わせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 第一点目につきまして、お答えいたします。

小辻議員さんのご指摘のとおり、私も同感でございます。「町内で調達できるものは町内で、町内で対応できるものは町内で」、を基本に、町政を運営したいと思っております。

二点目について、お答えいたします。

小値賀町の各種団体の補助金については、選挙公約のとおり、内容を十分精査し、出すものは出す、見直しのものは見直しの、縮減するものは縮減に努めてまいりたいと思えます。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 小値賀町は、この前のパンフレットによれば、長崎県の中でも民力度が低いという統計が出ております。こういう財政が町外へ流出することが、大きな民力度の低下の原因ではないかと考えますが、町長はどう思われますか。お伺いします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休 憩	午 前	十 一 時	四 十 四 分	—
—	再 開	午 前	十 一 時	四 十 五 分	—

町 長

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） お答えいたします。

新規事業とかですね、雇用拡大とか、町民の方からいろいろと若し申し出がありましたら、町としても大いに補助金をです。ね、出して一緒に頑張りたいと思っております。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 少し質問の内容がちよつと解らんようで……  
ちよつと質問を替えます。

補助金の支給については、どの町も苦心しているようです。北海道のある町では、補助金自己診断シートなるものを作成して、アンケートをとっております。

補助金が当該団体に必要かどうかの判断材料にしているようなんです。

また、ある意見もあります。一対一で補助金の交付、査定もすることも一つの方法ではないかと、こういう考えも聞いております。

町長はどういう方法でこの補助金問題に対処するのか、お考えを伺いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 今年度の分からですね、決算をですね、全補助団体からとりまして、監査委員会にもお願いするわけでございますけれども、町当局の方でも精査してですね、要らない分は縮減をすると、いうことでやりたいと思っております。

三番（小辻隆治郎） 議長

議長（近藤一輝） 質問回数が三回になっております。

しばらく休憩します。

議長（近藤一輝） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

一番（加山雅徳） まず、町長さん、今回の選挙、ご当選おめでとうございます。

小値賀町のために、全力投球で頑張っていたただきたいと思えます。

通告に従って、一般質問いたします。

まず、市町村合併の賛否を考えた場合、財源確保と全産業に対する影響についてということ、質問させていただきます。  
小値賀町が単独で行く場合、小値賀町の今の財源状況が、依存財源が八二%、自主財源が一八%という現状の中で、国の

—	休憩	午前	十一時	四十七分	—
—	再開	午後	一時	十分	—

加山雅徳議員

答申が間もなく出され、はつきりする部分も出てきます。

少なくとも地方交付税が今まで以上に減額されるというのは間違いない情勢と思います。これ以上、交付税の減額がなされれば、小値賀町の財政にとって致命的になると考えられるが、町長さんがどういう感覚をもっておるのか、お伺いしたいと。

二番目ですが、合併しない場合の町の全産業についてですが、現在、町の一次産業・二次産業・三次産業について、まだハード面、ソフト面の整備が不十分だと思います。これからの小値賀町の産業の将来像を考えたときに、特に力を入れなければならぬことが、第一番目に力強い産業の育成、それと雇用の確保、第二番目に住みやすい小値賀町の生活環境づくりが重要だと思えます。

しかし、何をするにしても財源不足ということでは、町長が目指す「豊かな小値賀町の再生」というのは無理と思われるが、町長さんの全産業に対する考え方をお伺いしたいと。

三番目ですが、今後、単独の方向で行くとしたならば、どういう方法で自主財源を増やしていくのか、その施策についてお伺いします。

続いて、産業廃棄物に対しての小値賀町の体制についてですが、現在、建設リサイクル法がですね、平成十四年度に施行されて約一年経過しているわけですが、現在、廃棄物処理法では、五十キロ以内ですね、リサイクル施設がない場合、適切な方法で焼却処分してもいいということになっております。現在、小値賀町自体が廃木材についての施設ですけど、島内にはご存知のごと西目焼却施設だけです。今後の町長の対応をお伺いしたい。

二番目ですが、ちよつと重なる面がちよつとあるとですが、産業廃棄物に対して公的機関の関与による施設整備の考えなにか。また、平成十三年三月の産業建設常任委員会ですか、その報告書の中で、上五島地区の七町で、現在の処分場が平成二十五年度から一施設へ統合されることですが、町にとっては深刻な問題になると思います。

今後、町の方でこの一般廃棄物、産業廃棄物を合せもった施設の必要性があるんじゃないかと思えます。その点についてもお伺いします。

以上です。再質問は、自席の方から行わせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

国は、住民に身近な行政はできる限り、地方公共団体に委ねることを基本とされており、地方交付税の交付によって地方行政の運営を保証しております。

三位一体の改革もいまだ不透明であります。これからは行政改革・財政改革はもとより、有機農業の奨励など、消費者のニーズにあった農業の確立を目指し、また、地場産業の創設・育成による雇用の確保をしていきたいと思っております。産業廃棄物については、金属類、プラスチック類等については、業者に委託いたしました。島外で処分しております。廃木材については、これからチップ化して、堆肥センターで堆肥として農地に還元したいと考えております。

また、産業廃棄物に対しての施設整備は、当面、考えてはおりません。  
以上でございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今の財源の件ですが、私が調べた中で、町の執行部の方がですね、どういう経費の節減をするのか、そこら辺についてちょっとお伺いをいたします。

ここ数年、貯金、まあ基金を引き出して、取り崩して赤字を埋めることになろうと思えます。そういう中で、先ほど、私が言いました財源確保の面と、町の全産業についての、そこら辺を総合的にちょっとお伺いしますけど、経費の節減方法について、どういうふうな節減をされるのか、ちょっとお伺いいたします。

特別委員会、中間報告の中の資料かれこれから私も調べましてちょっと質問しますが、経費の内、一番ウエイトを占めるのが、この建設事業費ということで、平成十四年度で約八億円程度、その内訳はあくまでも一般会計の分の建設事業ということ、下水道とか水道、渡船事業等というのは特別会計ということ、その中には含まれていないということ、一般会計の中の建設事業費が今の漁港関係ですか、これが完了するわけで、それは減少するでしょうから。工事がですね、それに伴い、国庫補助金とか地方債も減少するわけですから、実質的には一般財源の節減には繋がらないということ、むしろ私が思うには、事業減少に伴う建設業界ですね、これの就業しとる、働いとる人間の人口の減少、また、ひいては税収の減少と、それから恐らくこういう事業がなくなれば出稼ぎに行くようになると思えます。そういう中で、私が思うにはかえって悪い方向に進むんじゃないかと、その選挙戦中に商工青年部の「おっとん倶楽部」ですか、主張であった、役場職



員の減少とは比べもんにならん影響が出てくるだろうと思います。そういう状況の中で、私も先ほど質問しました中で町長の、「豊かな小値賀町の再生」というのは、夢と終わるんじゃないかなと思います。今後、事業費の削減はやむを得ないと思います。また新たな事業の展開も財政事情から無理だとは思っております。ただ、町長に対してですね、今後、そういう専門用語で「投資的経費」と言うのですか、それに関する考えを伺いたいと。

それとまた、下水道事業が今現在進行中でもあり、今年度中には中心地区、笛吹地区の工事が終わると聞いております。残りの地区について、今言うたような一般財源の不足の状況で、下水道事業を進めるつもりか、今後、小値賀住民の一番関心をもっている問題だと思えます。そういう中で、合併しない場合でも、従来どおり、事業の推進が可能と考えておられるか、この二点お伺いします。

それと、産廃の件ですが、先ほど、町長さんの答弁の中で、廃木材については堆肥センター等に利用する云々という話やつたんですけど、公共工事の場合は設計書等にその処理費というの計上されております。そういう中で、民間の建物等についてはですね、やっぱり出費がかなり従来と比べたら四倍位になります。解体費等処分費まで含めてですね、これはあくまでも西目の焼却場の中に入れる場合の話であって、まあ現在そうしとるだろうと私も思いますけど、そういうことで、廃木材を堆肥センターの方で利用するというのも、木材にはご存知のごと防腐剤とかいろんな薬品が入っております。これは、私を知る限りでは堆肥センターの堆肥には混ぜられないと思います。そういうことで、将来、これは小値賀町民にとつて廃木材については、なかなか島外に出すとなれば、その負担が個人にかかるわけですから、解きたくても経済的に余裕がないところは難しいということ、そこら辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

まあ、産廃についてはその一点です。ということ、お願いします。

**議長（近藤一輝）** 町 長

**町長（山田憲道）** 先ほどから言っておりますが、行政改革についてということで、三役の給料のカットとか、庁舎の経費を削減、保育所・幼稚園の今後統合、それから診療所の単独でやっていけるような独立採算を考えてやっていきたいと思っております。

それから、今からも漁港も終わることですし、公共事業に頼るといことばかりではもう駄目だと思っております。ただ下水道につきましては、まだ浜津・斑が残っておりますし、それについては今後も続けたいと思っております。

それから、廃材の件でございますけれども、焼却炉が今満杯ということになっておりますが、堆肥センターが順調にいった場合に、残飯類が減るといふことと、商店街のダンボールなんかがですね、一応こっちの方で回収いたしまして町外へ出すといふことで、そして薬品の付いた廃材については、大きい物は一応ある程度切断いたしまして、その後、焼却場に入れるということになるかと思えます。

それから、薬剤の分じゃない分については、チップ化として極力堆肥センターの方へ持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今、町長さんの答弁の内容をお伺いして、私が言わんとするところはですね、今町長さんが言われた今後のそういう公共工事も少なくなるであろう、削減せざるをえんという中で、要はそういう財政事情が無理だと、そういう今後の公共工事云々かんぬんは無理だと、削減せざるをえんという中でも、他の方でそういう事業はやるという答弁やったかと思えます。

そういう中で、小値賀町が私に思うに合併をした方がですね、県・国ですけど、そういう合併重点地域の優遇措置ですか、いろんな特例債がある中で、当然、事業をすれば、七割は交付税、そして三割は町の借金というのはわかっておるわけですが、やはりそういう町長さんの答弁の中で、そういう合併特例債を利用した事業、要するに公共工事という名目の中で、そういう生産性を生み出すような事業をですね、していけば、小値賀町が、今言う町長さんが目指しとる「豊かな小値賀の町の再生」ということは十分私は可能になると思っております。そこら辺のところをもう一回、町長さんの方にお伺いしますけど、要は単独で行くちゅうのも、私は賛成じゃあるんですけど、しかし、どうしてもやっていけないということであればですね、財政的に将来、合併という考え方であるならば、こういう合併優遇措置がある内に合併した方が私は得策と思えます。再度、そこら辺について、町長さんにお伺いをします。

産廃については、具体的にいろいろ言えば、難しい問題が出てきますんで、次回、またこれについてはお伺いします。以上です。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

あたかも合併すると特例債がたくさん入っているように聞いて、公共事業が増えるんだというふうに、ちよつと聞こえたわけでございますけれども、小値賀の場合は、もう公共事業は下水道のみぐらいじゃないかと思っております。

それから、この前、長崎の方で、七十九市町村の組長会議で、県知事の方に長崎市の市長が言っております。「特例債があたかも十年間保障されたような言い方はやめてくれ。それから、何でもかんでも使えるというような感じで県は指導しては、そのようなことはない。」と、いろいろ言われております。

ただ、佐世保市と合併した場合に、佐世保市からのくらの金がかかるのかわかりませんが、まず、県庁です、専門幹の方から聞きますと、「十年間保障するのは無理だとか、それでいろいろ金を使うのもですね、制限があるんですよ」、そういうふうな答弁をいただいて、まあ国・県が騙したということじゃないんですが、あたかも特例債が何でもかんでも使えるような感じで受けられてる方がたくさんおられますが、そういうことはないということ、ただ小値賀の場合、特例債がある内に合併とか何とか言っておりますけれども、そういう考えはないと思っております。

議長（近藤一輝） 浦 英明議員

四番（浦 英明） それでは、海藻類の増養殖について、伺います。

近年、海藻類の生育が思わしくなく、アワビ・サザエ等の餌となるカジメ類の減少はもとより、ヒジキ・オゴ等の激減が目立っております。特に、ヒジキ・オゴについては、各地区の維持管理の財源に充当されてる所が多いようです。

しかしながら、平成三年、九十三トンあった水揚げ数量も、九年度から減少傾向にあり、十三年度は約二トン、十四年度に至ってはオゴのみの三百六十六キログラムですね、しか水揚げされておられません。

これでは、地区の維持管理に回すどころか、収入減を補うため、会費の値上げ等個人負担を余儀なくされるのではないのでしょうか心配でなりません。

何故このように激減したのか、原因究明していただくのは勿論のことですが、以前、ヒジキに肥料をやり、増殖に努めたことがあります、その折の対処方法と効果について、伺います。

また、アワビ・サザエ等の餌となるカジメ類も減少傾向にあり、その原因については、水温の上昇によるものとか、食害によるものとかいうふうに言われておりますが、実際のところはどうか。自然に回復するのを待たなければ仕

方がないというふうな意見もあるようですが、それ程待てるような余裕は我々にはないというふうに思います。このままでは絶滅するのでないかと不安が募ります。そうすると、カジメ等を餌とする磯物の繁殖にも悪影響を及ぼし、やがては磯物までも絶滅の危機にあるのではないかと、心配でなりません。そうなるからでは遅いわけですから、そうなる前に原因究明もさることながら、カジメ等に代わるものが増養殖できないものか、伺います。

それから、水イカ等の生殖しやすいアマモについても減少傾向にあるというふうに聞き及んでいます。以前、百トン位あった水揚げも、最近では二十六トン位に落ち込んでいるのが現状です。これはアマモの減少に伴う、水揚げ減だというふうに思います。何故、アマモが減少したのか、原因究明は勿論のことアマモの増養殖ができないものか、伺います。

なお、質問がある場合は、自席からいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。海藻類の増養殖についてのお尋ねですが、近年、藻場の減少が急速に進行し、資源回復のためにも藻場の造成・改良等、漁場環境整備を推進していく必要があります。

第一点の目の件ですが、まず、ヒジキの増殖についてですが、これは昭和五十年代にヒジキの生産量を高めるため、当時の水産担当が各地区に呼びかけ、肥料をまいて、増産に努めていた経緯がございます。肥料は窒素で、液体と固形の二種類があり、収穫前の三月頃、当時の生産組合では液体のものを噴霧器で、各地区では固形のを撒布して、かなりの収穫をあげ、それぞれの地区の運営費に充ていたほどの大きな成果が認められておりました。

第二点の目の件ですが、カジメ等に代わる海藻の増殖の件についてですが、大変、難しい状況にあります。現在、水産係では、人工コンブや、それに手を加えて試験的な研究を実施しております。

また、去る三月中旬には、県が行う「海の森づくり事業」で、浜津の海藻バンク造成区域に、中間育成したアラメの移植試験を実施いたしました。三ヶ月後には魚類の食害にあい、失敗に終わりました。

水産商工課で行なってきた、コンブやワカメの養殖の経験でわかったことは、泳ぐ能力のある魚類から海藻を守るためには、網で囲って魚類の侵入を防ぐか、藻食性の魚類を何らかの方法で取り除くということですが、経費をかけずに食害を抑えていくためには、更に調査研究が必要であろうかと思えます。

次に、三点目の件ですが、アマモ等の増養殖については、過去数年間、移植試験を実施いたしましたが、失敗の繰り返し、株を一本一本植え付ける田植え方式で実施した事業で、一時、成功したかのように思いましたが、今ではその跡形は残っていない状況でございます。

海藻が群生する藻場は、様々な生物にとって、生息場、成育場、産卵場、索餌場等、重要な役割を果たしており、今後とも、藻場回復の対応策につきましては、積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） 更に質問いたします。

ヒジキ・オゴの水揚げ数量は、多いときで九十三トン、水揚げ金額がその当時、約六千万円位ありましたけれども、十四年度は百二十万円という、考えられない水揚げの実績であります。この数字を、ただ呆然と見過ごすわけにはいきません。ヒジキが食害にあうのは、茎から芽が出る双葉のときだけで、丸い玉のような「ブツツ」ですかね、それが成ったら食べないんじゃないかと、いうふうに聞き及んでおります。

ですから、その芽が出る前に食害にあわないよう、何らかの対処方法をとるとか、とにかく回復するよう、いろいろな手当てをしていただきたいというふうに思います。

因みに、対馬のヒジキについては、昨年より二・三割増の話聞いておりますが、小値賀もこのような維持管理ができないものか、伺います。

それから、アマモについては、先ほど町長が言われましたので、それで結構です。

今の質問をよろしく願います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

県の水産課の方で、私も前水産の方をしてたわけですが、測量地点を三点ほど選んでおります。殿崎と柳、それからヒエ崎というふうを選んでおりますが、ヒジキがですね、一センチほど伸びて、あく今度いいだろうというふうになった時に、その次に行った時には食害でやられていたということで、全部が全部に網をかけるわけもいかず、一応、昔、磯洗いというこ

とで各地区にご相談をいただきまして、いろいろ駆除と言いますか、磯洗いをしていただいたわけですが、まだ、ヒジキの方がですね、そういう小さい「株」って言いますか、徐々に大きくなっていくわけでございますけれども、その株が小さいままま食害でやられるということで、今後、県北振興局などにですね、よく相談いたしまして検討したいと思っております。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） 話の内容は解りました。

とにかく、これ以上悪影響を及ぼさないよう、いろいろ手立てをとっていただいでこれ以上の被害が出ないよう、沿岸漁業に影響をきたさないよう、熱心に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 立石隆教議員

十番（立石隆教） 私は、町長に、地方自治の理念と市町村合併、そして地方制度改革についてと、空き缶ポイ捨て対策についてを伺います。

私の初当選後、最初の定例会を思い出して見ますと、最初の一般質問は、当時の近藤新町長に対する政治姿勢、すなわち町政に取り組む中心的な考え方である民主主義についてでありました。当たり前のことでございますが、まず基本が大切であります。基本的な部分が確立していないと政策がぶれて、町の舵取りが不安になります。従いまして、この度、町長になられた山田新町長の最初の定例会に際して、これから町政に臨むにあたって、今、最も重要かつ基本的な部分での認識を伺っておきたいと思えます。

今、国は地方分権に取り組んでいます。全国の地方自治体が大きな変革のときを迎えており、最大の政治課題として各自治体も一斉に行財政改革に取り組んでいるところです。その一環として、市町村合併がクローズアップされています。自治体関係者にとって今一番の関心事がこの市町村合併ですが、驚いたことに、町民のみなさんの中には、会社や組合の合併と同様にこの自治体の合併を考えられる方々が少なからずおられるようです。市町村合併問題は新しい事態でございます。新しい事態を理解するために、近くにある物差しで計ろうとする行為は分からないでもありませんが、いささか乱暴な物差しです。まずこの機会に、私たちは地方自治とは何かから理解する必要があります。国を挙げて地方制度の改革を図ろうとしている今、付け焼刃的な対処法にならないよう、どうなるかわからない不安がゆえに将来に対するあるべき方向を見誤らないようにするためには、まず、基本をしっかりとっていなければならぬと考えます。

まず地方自治に対する基本的な認識です。

地方自治に関しては憲法できちんと明文化され、地方自治の位置づけが明確になされており、これは地方が国の下請け機関ではなく、あくまでも地方政府は完全に中央政府に対して自主独立の関係にあるということです。自分たちの住む地域を自分たちで治めていくことに対して国はそれを認め支援していく、すなわち自治権を認めるといことです。そしてその規模や範囲は、国が決めるのではなく、住民自らが決めるものであるということです。

これを踏まえてお伺いします。日本国憲法九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあります。この中に書かれている地方自治の本旨という言葉は、地方自治法にも、地方交付税法にも出てきます。この地方自治の本旨とは、どういうこと指しているのでしょうか。町長の認識を伺います。

できれば町民に分かりやすく説明していただきたいと思えます。

また、よく「地方自治は民主主義の学校だ」と言われます。この言葉は民主主義国家の発展に対する地方自治の重要な役割を示していると考えます。町長はこの言葉をどのように捉えておられるのか、また、現在の市町村合併の流れの中でこれを思い返すとき、どのような所見をお持ちであるかということをお伺いをいたします。

市町村合併の必要性が叫ばれ、時代の発展や社会構造の変化などの理由で、今、市町村の規模の論議がなされているわけですが、町長は昨今の地方自治体の規模を、人口によって決めようとする動きに対してどのような考えをお持ちですか。

また、本来、地方自治体の規模を決定する要件とは何かについても、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

憲法及び地方自治法などの地方自治に関する理念からいえば、財政規模を中心にして地方自治を論ずることはいささか変だと私は思いますが、町長はどう思いますか。先に財政規模があつて、それで自治体が存在しているのであれば、地方自治法、地方交付税法の理念のほとんどが失われます。現在の社会構造の中で、地域による税源の偏在があるのは当たり前であります。財政規模を中心に考えれば、第一次産業中心の、少ない住民で国土を保全している本来の地方という自治体は存在できず、皆都市になれという論理になります。これでは、国が考える地方分権の目指す「地方の個性を發揮し、特性を活かした活力ある地方づくり」にはつながらないと考えます。町長は地方自治の基礎についてどのような考えをお持ちか、また、市町村合併に対する何が何でも合併という国や県のやり方に対して、今後しっかりと小値賀町という特殊地域の自治体としての立場を主張し、全国一律的で押し進められ、小規模自治体切り捨てるような市町村合併に対して、国や県に物申ししていく

覚悟はありますか。またその準備はしているのかについても伺います。

佐世保市と宇久町との、これは「宇久まち」というのが正しいんですね、「宇久ちよう」ではなくて。これはちゃんと「宇久まち」とありますから、皆さん方間違つて「宇久ちよう・宇久ちよう」言っておりますが、「宇久まち」です。佐世保市・宇久町との任意合併協議会の中間報告であります。町民はかなり誤解をしているところがあるようです。

特に五月二十八日の毎日新聞にも出ていましたが、新聞すら誤解していると、私は思います。合併特例債と余剰金の問題です。合併後十六年で、合併特例債で八十六億円の投資的経費を確保できるとし、約五十三億円の余剰金を積み立てできるとしてありますが、合併特例債は自治体の借金に変わりは無く、五十三億円の余剰金の問題も、合併後十五年という限られた期間だけの計算です。十五年を過ぎますと、地方交付税は合併しない場合と逆転することになることが実は試算されていません。今後の地方交付税や、補助金などの縮減、あるいは廃止などの影響は、当然佐世保市にもマイナスの要素を与えるのですから、合併後の厳しい財政状況は将来的に容易に予測できます。町長はこの任意合併協議会の中間報告の内容に関して、どのような所見を持っておられるのでしょうか。伺います。

国は地方制度の構造改革について、三位一体の改革を骨太の方針として打ち出し、その実現に向けて政府は調整を進めているところです。今後、地方制度はどうかかわるのか。われわれにとって極めて重大な関心事です。この三位一体の改革が、どのような形でどのような財政規模で行われるのかしつかり見極めていかねばなりません。

そこでお伺いしますが、町長は三位一体の地方制度改革についてどのような認識をお持ちか、また、地方の改革の方向に鑑み、本町の行財政改革に取り組む基本姿勢はどうあるべきか、また、どのような意識改革が必要だと考えているのかを伺います。

次に、空き缶のポイ捨て対策について伺います。

先の選挙戦の時、街頭演説のためにある駐車場に入ったところ、ある方が空き缶の入ったビニール袋を持って近づいてきて言うには「偉そうな事ばかり言っても、この空き缶を見なさい。これが現実だ。大の大人がいたるところに空き缶をポイ捨てしている。このようなモラルの無い町は恥ずかしい。これで観光だの交流人口を増やすだの言っても、話にならない。どうにかできないのか。」と厳しい口調で私に申されました。その方は、いつもビニール袋をもって空き缶を拾って下さっています。その方以外でも、町内で空き缶を常に拾って下さっている住民を数人知っておりますが、一向に拾う空き缶の量



が減らないようです。先日も全町あげて空き缶の回収をしたところですが、空き缶のポイ捨てを何とか阻止できないのでしょうか。捨てられたものを拾うより、ポイ捨てそのものを無くすほうが明らかに効率的です。啓蒙も必要でしょうが、具体的方法として、デポジット制度の導入や空き缶ポイ捨て条例を制定し、罰則を課す方法は取れないのでしょうか。

この件について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

私の質問は以上ですが、再質問があれば自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） それでは、立石議員の質問に対する回答をいたします。

地方自治の本旨。

憲法や自治法にある地方自治の本旨とは、地方自治とは何か、地方自治体とは何かといった地方自治そのものの基本をいうもので、通説では住民の意思を基本とする「住民自治」と、国から独立している法人であることを基本にする「団体自治」の二つによって構成されるとされています。すなわち、地方自治とは、住民生活に密接にかかわる地域の共通の仕事を国家の行政から切り離して地域共同体の手に委ね、地域住民の意思と責任に基づいて、自主的に処理させる地方行政のやり方であるということができ、自分たちの地域を自分たちの裁量で治めていく地方政府という位置づけが、地方自治体ということになると思います。

したがって自治体とは、行政サービスの提供ばかりでなく、地域の安全、住民の福祉増進といった目的のために、町民が地域自治機能を通じて積極的な地域経営をすることだと理解しております。

日本国憲法の九十二条に「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて法律でこれを定める。」とありますが、これによって地方自治法が制定されており、その地方自治法第一条には「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と明示されております。

これは、小値賀町のような小さな自治体でも、地方公共団体である以上、国は健全な発達を補償すると確約するもので、それは国民主権を前提にする憲法そのものに依拠しているということでございます。

すなわち、憲法によって地方自治体の自律が保障されているということです。

さらに、地方交付税法という法律では、第一条に「地方団体が自主的にその財源を管理し、事務を処理し、及び行政を執

行する機能をそこなわずにその財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」とあり、地方自治の維持のために財政的保障を明示しております。

以上のことから、自治体として存続したいと住民が望んだとしても、今までのような財政保障はしないから、金がない自治体は合併すべしという考え方は、憲法にある本来の地方自治の本旨に基づき、地方自治に対する国の姿勢としては、いささか問題があると考えております。

民主主義の学校。

地方自治が、民主主義の学校だといわれることに對する私なりの理解を申し上げます。

専制君主制などの一人ないし少数の優れた人物による統治国家であれば、一握りの者たちがしつかり政治していれば事は足りるわけですが、民が主人ということになれば、国民全体が中心ですから、民主主義の成熟度が国全体の政治に影響してくるということになるわけです。

ですから、民主主義を成熟させるためには、国民全体が政治に関心を持ち、国民主権の意識を育てていかねばなりません。国全体では、あまりにも大き過ぎてなかなか国民の意識を高めるには難しい。だから、まず自らの足元の地域を自分たちで治めるといふ民主主義の基本を実施しやすい地方自治のレベルにおいて、住民主権の実践を行い、自治意識を高めていくことが大事だということだと思います。地方自治を充実することが、ひいては国全体の民主主義国家をさらに成長させることになるという意味だと思います。

議員質問の主旨は、だからこそ自分たちの地域として、認識しうる範囲というものが大切なのだということだと思いますが、私も同感であります。さらに、現在の市町村合併論議があまりにも財政中心であることに何か偏ったものを感じていることも事実であります。地方自治体の規模は財政によるところですが、自治体の規模決定の要件としては、財政力、人口のみでだけでなく、共通の歴史、文化等を持ち、住民の声が行政側にとどきやすく、行政側も住民の顔が見える規模が理想だと考えられます。財政規模のみで自治体規模を決めるのは、乱暴な決め方と考えられます。自治体の基礎は、共通の歴史、文化をもつその地域の住民であり、住民の自己決定、自己責任によるものが地方自治体の姿と考えております。

中間報告には、合併効果として、合併特例債による投資的経費、余剰財源を基金に積立てるとされております。合併特例

債が潤沢に使えるかのようにされていますが、合併特例債はかなり不透明な部分が多く、採択基準がまだに示されてなく、無条件に使えるものではないことだけはわかっております。例え、合併特例債が使えるとしても、借金ですから合併後の自治体も債務が増えることとなります。国が強硬な合併を促す西尾私案に対しては、全国町村会が強く反発しており、国としても全国の町村の意思を無視した強攻策は出来ないと考えてるのが民主政治と思います。また、国会議員アンケート調査では、西尾私案に反対する国会議員が倍近くおられます。合併は、あくまでも町民の意思が大事と思います。町民の意見は町民の代表として、県当局、または国へ訴えていきたいと考えております。

小泉首相の提唱している三位一体改革には、地方交付税の縮減、補助金の縮減・廃止、そしてそれに代わる税源の移譲ですが、具体化はされておりません。小規模自治体である本町においては、税源の移譲がされたとしても地方交付税に頼ることになります。地方制度調査会の専門小委員会メンバーの神野教授の私案でも、三位一体改革を実施しても市町村ベースで居住する人口の五〇％は、地方交付税の交付団体となります。国は、住民に身近な行政はできる限り、地方公共団体に委ねることを基本とされており、地方交付税の交付によって、地方行政の運営を保障しておりますが、これからの地方自治は依存ではなく自立なのです、自立できる基盤を作っていきたいと考えております。

これからは、行政改革・財政改革はもとより、公共事業の見直し、また有機農業の奨励など、消費者のニーズに合った農業の確立をめざし、地場産業の創設・育成が小値賀町の未来を開いていくことになると思っております。

次に、二点目の、空き缶のポイ捨て対策についてお答えいたします。空き缶のポイ捨ては、住民の意識とモラルによらなければなりません。広報誌等により、環境美化意識を訴えて行きたいと考えております。

条例の制定ですが、平成六年六月に施行されている「小値賀町の環境を美しくする条例」がございます。その中で、空き缶等の散乱防止がうたわれており、罰則規定等もございます。

また、デポジット制度の導入については、一定の金額を預かり金として販売価格に上乗せし、製品を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのものです。デポジット・システム等は、現在実施している自治体等にも照会し、調査・研究の上、小値賀町の関係団体とも協議・検討したいと思っております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 力強い答弁をいただき、いささか安心をしてるところでございしますが、初っ端の質問で、大変町長も成り立てのところ、堅苦しい質問を申し上げましたが、一番この基本をしっかりと捉えてるかどうかが大事であるというところは先ほども申したとおりでありますけれども、これを捉えていないとですね、直ぐにお金の問題だけを言い始める、ということになるからです。

確かに、現在の小値賀町の財政は厳しい状況にあります。更に、今後どうなっていくだろうかということも、まだはっきり見えない状況にあります。その状況の中で、やっていけるのかということが、はっきりどうなるのかわからないのに、それについてなかなか答えられないということが現状であるだろうというふうに思います。

先ほどの議論を聞いておりましても、憲法や法律は基本的な部分ではそうなってるけれども、實際上、財政が厳しいんだからやっていけなくなったらどうするんだと、というような心配をなげかけられていたというふうに思います。それより前にそれを言う前にですね、考えてみようと思うんです。というのは、昭和二十八年ぐらい、まあ三十年代の高度経済成長の時代のちよつと前の小値賀町を調べてみていただきたい。

私もまだ子供の頃でありましたが、その頃、小値賀町の役場に自転車もなかった時代がある。電話もなくて、横山議員のところまで借りに行ったという、そういう時代があったということ。それをまだ記憶にある人もおられると思いますが、そういう状況の中であつても小値賀町は存続していったんです。その時の財政って言ったら、今の比じゃないですよ、換算したつてそうです。私はその時の財政大変な状況だったと思います。しかも、その時に国からくるお金も僅かだったんです。それでも小値賀町は存続していったんです。小値賀町役場はそれでやってたんです。いうことがあるんですね。じゃ、今何故やれないというふうに言うのかと、いうことを言いますと、実はその時の事務量と仕事量は圧倒的に違うということです。今の時代の仕事量は大変な仕事をしてるんです。小値賀町役場は。だからお金が足りないと言ってるんです。

では、どのような仕事は私達がつくつたんでしようか、殆ど国なんです。国の政策によってこういう仕事をやっていこうということ。で、膨れ上がってきたんです。その政策と一緒に、お金を私達に渡して仕事をさせたんです。そして、借金をすれば補助金を出しますよということ、新たに近年、これは平成三年ぐらいのときから急激に地方の財政を圧迫させたんです。これは国の政策にもよるんです。そういうのが現実なんです。ということは、今の時点のうちの財政、或いはうち

の行政の在り方をそのまま今後でも維持するとするならば、財政的には無理です。だけでも、そういう今やってる仕事すらを見直すことができるのなら、これは当然支出も下がるといふことであります。

そのようなことで、町長は先ほどの答弁の中で、今年の九月、或いは十二月までに自分の考えを纏めたい、というようにことをおっしゃっておりますが、そういう意味においてはですね、そうした今ある、今自分達がやって当然だと、我々小値賀町がやるべき業務であるという、業務の内容、或いはその仕事のやり方についても抜本的に見直すというように、そういう姿勢はお持ちでしょうか。

私は先ほど申し上げましたように、今のまま何もかも維持しようと思えば無理なんです。維持するということを前提にして、「足りるか、足りるか」と言ってもこれは私は意味がないと、そんな議論は。むしろ、そういう内容を替える、支出の在り方を替えようということであれば、私はいろんな工夫がその中に入ってくるだろうというふうに思います。そうした見直しをも、その九月、或いは十二月のときには、それも示そうというお気持ちであるのかどうかを伺っておきたいと思いません。

更に、地方交付税がこれからどんどん下がってくる、ということになると仕事が出来ないのではないかと、合併していれば仕事が出来るとはいないかと、いう議論もございました。

この間、日曜日に、テレビの方で長野県の知事がですね、大変面白いことを、私もその計算をしようと思ってたんですが、彼が言っていました。長野県内の市町村の交付税、地方交付税がどうなるかということと計算したグラフがあります。それは、これから二十年後のグラフでありました。十七年から十五年後位までは、合併したらその時の地方交付税の額は保障するといふふうに国が言ってますから、そうすると合併をしない市町村の貰う地方交付税の額を年々グラフ化するとですね、私達が前に、議会において特別委員会でも中間報告を出しましたが、そのときに地方交付税がどれぐらい下がるだろうといふことの予測に、三割減、或いは四割減といふのを出しておりました。この田中知事は、まさに三割減って言っていました。

三割減だろうといふことを予測すると、平成十七年から十五年まではですね、合併をしない町村の地方交付税が下がってる、下回ってるんです。ところが、平成十七年から十五年後になって、それから後になると逆転するわけです。つまりグラフは、合併をした方が右下がりになり下がっていくわけです。合併をしない市町村は平行か、或いは若干上がるんです。そのグラフによるとね、すなわち、合併をした方が財政的に得かと言うと、実は得ではないといふことがそのことのグラフによって示さ

れていると私は思います。

そういうことを考えますと、平成十七年から十五年間だけを基にしてですね、そして数字を割り出しても実は余り意味がないと、これから地方自治体は五十年も百年も続いていくわけですから、そういう意味においてはですね、僅か十五年の得か損かだけを論じるといえるのは、私はおかしいというふうに思っておりますが、こうした長野県が出したグラフなんかもですね、是非、小値賀町も取り組んでみて下さいよ、私はしっかりとした数値目標を出すということは大事だと思います。

今、マスコミでは、マニフェストということをよく言われております、国会の方もですね、各自民党も民主党も、党がそういう具体的な数値を出した公約と言いますかね、そういうマニフェストを出して私達は何年間のうちに、これだけの仕事をするといいものを数値をちゃんと出して住民に知らせるべきだと、いうことをよくこの頃言っております。

特に、三重県知事をしておられた北川前知事がその提唱者でありますけれども、私はそういうふうな形の数値目標を立ててですよ、そして町長が私はこういうふうなことで地方交付税は下がると思う、しかし、それに合せて歳出の方はこういうやり方、こういう仕事の見直しによってそれを何とかクリアできる方法は、私はこう考えるということ、そして、小値賀町の将来像というのは、こういう形まで今のやり方であれば、町長の考え方であれば、推移できるということ、そういう意味合いですね、みんなが判断しやすいような、住民がし易いような、そういう形をお考えなのかどうか、これも合せてお聞きしておきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

事務量等につきましては、事務量は変わらないと思いますが、課の統合とか、それから職員がですね、今私の私的機関として行革に取り組んでいただいているわけですが、そういう職員の輪を広げまして、職員ですね、能力を大いに引き出して頑張りたいと思っております。

それから、今おっしゃっております九月までには三割減、若しくは二割までしなければならないかわかりませんが、一番厳しい二割なら二割ですね、どこまでやれるのか、三割の場合はどこまでか、五割までならどこまでかというふうな、三通りぐらいの方針は示したいと思っております。

十二月までに先ず何をやるかということですが、この件につきましては、農業者、漁業者、それから商工会等と

話し合いました、先ず最初に何をやる、これは勿論予算を考えながらやらなければならぬかと思っておりますが、ただ六年か七年位辛抱したら、どうにかこうにか借金が終わる、その後いろいろのですね、地場産業が創設できるのではないかと考えております。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 三位一体のことにちよつとふれておきたいと思ひます。

だいたい行財政改革をやるということの、最大の、何故やらなければいけないかということ、国が三位一体という改革を考えているからであります。

これが小値賀町にどんな影響を与えるのかということ、どうよむかによつてその対策が決まるんです。

従ひまして、このことは今後町長がそういう自分の考え方を纏めていく中で必要なポイントになるであろうと思ひますので、少しこのことについて伺ひをしておきます。

三位一体のことについては、先ほど答弁をされました。国が考えているのは補助金の削減、或いは廃止、それから地方交付税の見直し、それから税源移譲という、これが三つが一つになつて改革をする、これを一つだけをやるのか二つをやるのかということ、或いは二つだけ先行してもう一つを後からやるということではなくて、同時にやるんだということが三位一体の改革の内容でございます。

そこで、今テレビでも随分このことについては取り沙汰されております。補助金につきましては、削減の方向、で、いろいろ出てますですね、八割がたを地方に、或いは補助金をカットしたらその分の百パーセントについては地方に、というようなことで、義務的な経費についての補助金については、百パーセント地方にやりましょうと、というような方向で今考え出されております。

しかしながら、それは仕事をあくまでも今のままでやるということが前提でありますから、そういうことにおいてはですね、いささか地方においては厳しい状況になるなというふうに思ひます。

それから、地方交付税の問題でございますけれども、地方交付税の見直しは、先ほど憲法と法律の問題でおわかりになるのとおり、地方交付税を全廃することは憲法を変えないとできないだろうと、私は解釈しております。

従ひまして、地方交付税を全廃することはまずないだろうと、こう考えます。じゃ縮減だろう。縮減はどこまで縮減する

かということがあります。これを考えるときに大事なものは地方交付税の特別会計の考え方であります。その特別会計の入りと出をどう考えているかということでもあります。そこを基にして国はどこまで、つまり歳出と歳入を均衡させようとするか、七兆円位、或いは七兆から九兆円位は地方交付税をいじらなければいけないということになります。

しかし、そこまでいじったんではどうにもならないだろうから、これを半分ぐらいにしようかという議論がなされておるところでありますけれども、そういうふうな状況の中で、一番厳しいのは、一番交付税を割高に貫つた地域であります。それはどこかと言うと、小値賀町みたいな離島であるとか山間部であるとか豪雪地帯であるとか、人口が少ないところであったということがあります。

そこで、その七兆円みんな下げましょうと、全員が一緒に同じように下げればすね、いいんですけれども、たいそ貰いよつたところを先に下げるぞということは今言われてるわけで、それが段階補正を見直すということ、昨年から三年間かけてすね、確か五万人以下の人口の自治体に対して段階補正を今少しフラットにさせようということをやっております。確か九千億円下げようと思ってるみたいですけども。そういうふうな状況が確かに生まれております。それもふまえてすね、それではすまない、それをふまえて国はどれぐらいまで下げようと考えているのか、これをどう考えるかということが、町長がこれから纏めていくのに数値目標をどこに置くかということになるかと思いますが。それについては、しっかりと計算が成り立っているのかどうか、どういうことを考えながらそれを計算しているかとお考えなのか、これも不確かな状況なのですね、国がどうするか決まっていますので、不確かな状況なのでわかりませんが、それをわかる範囲でやるしかないですよ、決まってるからじや遅すぎるわけですから、どうかそこを頑張つてやっていたきたいと思いますが、その基本をどう考えているのか、どのことに留意してその数値を上げてみようとお考えなのかということをお伺いをします。

それから、三位一体の中で、削減をする、削減をした分は税源を移譲するというのが三位一体であります。これが問題で、財源を移譲するとは書いてません。税源を移譲すると書いています。すなわち、補助金で流す分を、それを地方に回すんだと言っているのは、そのまま、例えば、百億浮かしたらその百億を地方に回しますという話ではない、地方交付税に附加しますという話ではない、確か民主党はそれを言っています。地方交付税に入れ込もうということをやっています。が、今の政府はそうではありません。税源移譲、つまり税として地方にそれを渡そうと考えております。

従いまして、今六対四である国と地方の税収、税の考え方を五対五にしよう、そのことによつて地方にお金を残そうと、



こう考えているわけでありませぬ。

うちの場合は税源が殆んどありませんので、六対四、つまり六、国に行つてたお金を小値賀町に後一分残すけん、その中で賄えと言われてもこりや無理な話であります。すなわち、若し五億削られたら、五億の内、税源で入ってくるのは何千万でしかない、いうことになろうかと思ひます。じゃ、その差額はどうかというふうなことも考えなければいけません。多分にこれでは地方がやっていけないので、地方制度調査会では、そういう税の偏在があるのだから、地方交付税の機能は、そのまま残さなければいけないということを言つてます。これは総務省も言つてますから、そういう意味においては地方交付税は思つたほど下がらないかもしれない、ということも考えられます。

そういうふうなことで、いろんなことが今考えられるわけですけども、町長が今これとこれを注意しながらこのことについて計算をしてみたいというふうにしておるところを一つお伺いしておきたいと思ひますし、その意気込みと申しますか、町民の皆さんにはそれをもつて私の考えはこうだと、安心して黙つて、黙つてとは言ひませんが、安心してついでらっしゃいということが多分に来年の三月には言いたい、こういうふうにお考えだろうと思ひますので、そういう心づもりももう一度お伺いしておきたいと思ひます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えします。

三位一体でいろいろと言われておりますけれども、当町のような税収の少ないところでは三位一体の方がすね、非常に困るといふふうには思つております。

ただ、先ほどから言われておりますが、交付税関係が果してどこまで下がつてどこで計算するのか、というふうな感じでおつしやつておられてるわけでございますが、三割から四割の線で計算をしてみたいというふうには思つております。

国の方針が決まらない今、どういふふうにと言える立場じゃございませぬけれども、九月の末ぐらいまでのうちに財政計画を作りまして、その後、漁業、農業、商工会といひいろいろ話しまして、今何をすべきか、どうすべきかということですね、計画を立てて、まずやれるところからすね、実行したいと思つております。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会します。  
明日は午前十時より開議します。

― 午後 二時 三十分 散会 ―